

第36回高崎市水道事業及び公共下水道事業運営審議会会議録

開催日時

令和2年2月12日（水） 午前10時00分から午前10時50分まで

開催場所

阿久津水処理センター

議 事

報告 令和2年度予算の概要及び主要施策・事業について
上下水道局給排水受付窓口の設置について
その他

出席委員（16人） 敬称略

委員 麻生 洋佑
委員 飯島 明宏
委員 池内 敏明
委員 遠藤 文代
委員 大西 勉
委員 加藤 美智子
委員 神戸 陽子
委員 熊谷 佐知恵
委員 後藤 彰
委員 齊藤 洋一
委員 坂井 佐智子
委員 佐藤 孝夫
委員 清水 明夫
委員 清水 公美
委員 神宮 嘉一
委員 萩原 孝吉

市側出席者（10人）

上下水道事業管理者	新井 俊光
水道局長兼経営企画課長	福島 克明
料金課長	外所 康信
工務課長	田口 和彦
浄水課長	田畑 守
下水道局長	松田 隆克

総務課長	中曽根 哲哉
整備課長	佐藤 善信
維持管理課長	飯島 英樹
施設課長	大山 多賀雄

事務局（6人）

経営企画課課長補佐	小池 郁生
経営企画課係長	湯浅 貴夫
経営企画課主査	清水 仁子
経営企画課主査	飯島 真悟
経営企画課主査	吉田 大徹
経営企画課主任主事	清水 彰人

1 開 会

2 あいさつ

- 新井上下水道事業管理者
- 大西会長

3 議 事

- 委員20名中16名の出席により、高崎市水道事業及び公共下水道事業運営審議会条例第5条第2項により審議会が成立していることを報告。
- 高崎市水道事業及び公共下水道事業運営審議会条例第5条第1項の規定により、大西会長が議長となり議事の進行を行った。
- 議長から会議録署名委員に遠藤委員、神戸委員を指名した。

○経営企画課課長補佐

それでは、議事に入らせていただきます。

本審議会条例第5条第1項の規定により、会長が議長となっていていただくことになっておりますので、大西会長に進行をお願いいたします。

○会長

それでは、議長を務めさせていただきます。

本日は、会議後に阿久津水処理センターの施設見学がございますので、円滑な進行ができますよう皆様のご協力をお願いいたします。

議事に入る前に会議録に署名していただく委員を指名いたします。本日の会議録署名委員につきましては、遠藤文代委員、神戸陽子委員を指名いたします。両委員の方には、当審議会の会議録が完成しましたら、ご署名をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、報告（１）の「令和２年度予算の概要及び主要施策・事業について」、水道局・下水道局の順に説明をお願いいたします。

○経営企画課課長補佐

経営企画課の小池でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料に基づきましてご説明させていただきます。お手元の資料、報告１の令和２年度予算の概要及び主要施策・事業についての１ページをご覧ください。

最初に、収入及び支出の合計ですが、収入合計が８６億７，５７６万４千円で、前年度より１．７％の減、支出合計は１０５億９，２８５万７千円で、前年度より０．１％の増でございます。

内訳でございますが、１の収益的収支をご覧ください。収益的収支につきましては、収益的収入は７３億７，８７３万８千円で前年度より０．１％の減、収益的支出は６６億６，４２６万３千円で前年度より１．１％の増となっております。

次に、２の資本的収支をご覧ください。資本的収入は１２億９，７０２万６千円で前年度より９．５％の減、資本的支出は３９億２，８５９万４千円で前年度より１．６％の減となっております。なお、収入額が支出額に対して不足する額につきましては、内部留保資金で補填いたします。

収支の内訳につきましては、円グラフをご参照いただければと思います。

続きまして、２ページをご覧ください。

令和２年度の主要事業でございます。（１）管網整備事業では、配水幹線の複線化や老朽管の更新など、水道水の安定供給に必要な水道管の整備を行います。また、（４）施設改良事業といたしまして、浄水施設等の更新や、停電、水害対策工事などを実施し、安心・安全な給水の確保に努めます。その他、都市整備事業等に伴う配水管の整備や消火栓の設置、有収率向上のための漏水対策事業などを実施する予定でございます。

以上、簡単ではございますが、令和２年度 水道事業会計予算の概要説明とさせていただきます。

○料金課長

料金課長の外所でございます。よろしくお願いいたします。

料金課の令和２年度の主な施策及び事業につきまして、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、報告１の３ページをお開きください。

料金課の主な施策・事業の１点目としまして、「収納率向上への取り組み」がございます。上下水道使用料金の未納者への収納確保を強化し、収納率の向上に努めているところでございます。現在、月に５～６回行っている停水執行を今後も実施

するとともに、早期に電話での督促を実施し、自主納付を推進いたします。

上下水道あわせた収納率の状況といたしましては、4月30日現在での状況の報告となります。平成30年度につきましては、現年度分では、98.74%で平成29年度の98.64%に比べ0.10ポイント上回っております。また、過年度分では、平成30年度95.32%で平成29年度の94.79%に比べ0.53ポイント上回っております。

収納率の向上対策として、年末・年度末などには夜間の電話催告の実施を始めることにより、更なる納付の推進を図っているところでございます。今後も水道料金未納者への収納確保の強化及び収納率の向上に努めてまいります。

次に2点目としましては、「検定満期量水器の取替業務」がでございます。

量水器、いわゆる、水道メーターでございますが、計量法の規定により8年ごとに交換する必要があります。

令和2年度の対象となる26,249個の水道メーターを順次交換してまいります。なお、地域ごとの交換数は記載のとおりでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、料金課の主な施策・事業の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○工務課長

工務課の田口でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料に基づきましてご説明させていただきます。

4ページをお開きください。令和2年度の主な施策・事業でございますが、管網整備事業、配水設備整備拡張事業、給配水管の維持管理業務を行うものでございます。

それでは、初めに管網整備事業でございますが、水道水の安全と安定給水を図るため、老朽管や石綿管の更新を行い、管の漏水や破損、水の濁りを未然に防ぎ、有収率の向上を図ると共に、災害に強い水道管路の耐震化を目的として、実施する事業でございます。引き続き、幹線となる配水管や老朽度の高い管路から順次、耐震管による布設替えを実施いたします。

次に配水設備整備拡張事業でございますが、配水管の未整備路線において、地元陳情並びに給水管の漏水及び水圧低下等を防止するため、現状を調査した上で、必要に応じ、耐震管による配水管の布設工事を実施すると共に、災害時等に弾力的な水運用が可能となるよう、相互融通機能の充実を目的として実施する事業でございます。

次に給・配水管の維持管理でございますが、漏水対策においては、漏水の早期発見と有収率の向上を図ることを目的といたしまして、上水道区域をエリア分けし、漏水調査を実施するものでございます。令和2年度につきましては、高崎地域の乗附地区・片岡地区・寺尾地区・南八幡地区・北地区及び八幡・中央・東の各地区の一部を調査区域として、漏水調査専門業者に委託し、有収率の向上を図るものでございます。

最後に漏水等修繕対応でございますが、市民及び道路管理者等からの通報や漏水調査委託により発見された漏水に対し、迅速に現場調査を行い、修繕を実施するものでございます。

なお、予算額につきましては報告資料の2ページに記載してございます。

以上誠に簡単でございますが、工務課の主な施策及び事業の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○浄水課長

浄水課の田畑と申します。よろしくお願いたします。

それでは、資料に基づきましてご説明させていただきます。報告資料1の5ページをご覧ください。

浄水課の令和2年度の主な施策・事業でございますが、浄水施設の維持管理業務、水質検査業務及び施設改良事業でございます。

最初に浄水施設の維持管理業務でございますが、記載のとおり地域別の浄水場及び付属施設等の管理業務でございます。管理する施設といたしましては、取水施設、浄水場、配水場、群馬県県央第一水道から水道水を受け入れる受水施設及び簡易水道の施設でございます。

次に水質検査業務でございますが、水道水の安全を確保するために、原水や浄水の水質検査を、水質検査計画に基づき、年間で約1,000件の検査を実施いたします。また、水道水の放射性物質の検査につきましても、毎月検査を実施してまいります。

次に施設改良事業でございますが、水道水を安定的に供給することを目的として、効率的に浄水場等水道施設の新設・改良を行う事業でございます。なお、地域別の主な工事は、記載のとおりでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、浄水課の主な施策・事業の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○総務課長

下水道局総務課の中曽根と申します。

続きまして、令和2年度の公共下水道事業会計予算の概要につきまして、ご説明申し上げます。資料の6ページをご覧ください。

最初に、収入及び支出の合計ですが、収入合計は124億6,946万3千円で、前年度より3.0%の減、支出合計は145億9,835万9千円で、前年度より0.7%の増でございます。

内訳でございますが、1の収益的収支をご覧ください。収益的収入は88億1,082万5千円で、前年度より2.2%の減、収益的支出は73億4,563万2千円で、前年度より0.3%の減となっております。

次に、2の資本的収支をご覧ください。資本的収入は36億5,863万8千円で、前年度より5.1%の減、資本的支出は72億5,272万7千円で、前年度

より1.8%の増となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額35億9,408万9千円につきましては、内部留保資金で補填いたします。

収支の内訳につきましては、円グラフの1と2をご参照いただければと思います。続きまして、7ページをご覧くださいと思います。

令和2年度の主要事業でございます。(1)管渠布設事業及び(2)雨水対策事業につきましては、効率的かつ計画的に、各地域における下水道管の整備を進めて参ります。また、(6)施設改良事業では、阿久津水処理センターのA系電気設備更新工事などを行いまして、施設の延命化を図ります。その他、記載の事業を実施する予定でございます。

以上、誠に簡単ではございますが、令和2年度の公共下水道事業会計予算の概要説明とさせていただきます。

○整備課

整備課の佐藤と申します。よろしくお願いたします。

資料の8ページをご覧ください。令和2年度の主な施策・事業についてご説明をさせていただきます。

公共下水道(汚水)管渠整備事業についてですが生活環境の改善、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を目的として、公共下水道事業計画区域内の汚水管渠を整備する事業でございます。令和2年度は、13,946.5mの整備を予定しております。

工事場所につきましては、高崎地域につきましては、阿久津町・上佐野町ほか記載の場所を予定しております。

箕郷地域につきましては、箕郷町生原の主要地方道前橋・箕郷線北側の大清水川西側周辺の整備、箕郷町下芝の楽間団地北側周辺の整備を予定しております。

群馬地域につきましては、菅谷町の菅谷公民館周辺画整理事業地内、棟高町の中央第二土地区画整理事業地内、足門町の群馬支所周辺の整備を予定しております。

榛名地域につきましては、本郷町の本郷スポーツ広場北側地域、上里見町の榛名中学校東側の整備を予定しております。

吉井地域につきましては、吉井町本郷の国道254号バイパス北側吉井町池の主要地方道高崎・神流・秩父線、吉井支所東側の整備を予定しております。

続きまして、公共下水道(雨水)管渠整備事業についてですが、集中豪雨や台風による浸水被害の解消を図るため、雨水対策として、雨水管渠を整備する事業でございます。

工事の場所と概要でございますが、一貫堀川第7排水区につきましては、主要地方道高崎・駒形線、上大類町交差点から北側環状線において内径2,200mmから2,100mmの雨水幹線を約102m、整備を行います。

烏川左岸第9排水区につきましては、倉賀野工業団地北西下中居町内の市道において内径1,200mmの雨水幹線を約63m、整備を行います。

新町中排水区につきましては、新町支所東側主要地方道藤岡・大胡線から新町第3樋管に向かう市道におきまして、内径2,200mmの雨水幹線を約113m、整備を行います。

以上、令和2年度 整備課の主な事業の説明をさせていただきました。

よろしくお願いいたします。

○維持管理課

維持管理課の飯島と申します。よろしくお願いいたします。

下水道局維持管理課、令和2年度の主要施策・事業についてご説明いたします。

それでは、資料の9ページをご覧ください。整備された下水道管渠は、適正な維持管理を行うことを継続していくことが重要です。そこで主要施策としまして、下水道の適正使用に向けた指導と管理業務を行います。

1つは、事業場排水の監視です。これは、公共用水域の水質保全と健全な下水処理のため事業場の排水を監視するものです。

2つ目は、管路施設の清掃と修繕です。これは、使用者が安心して利用できるよう維持管理のために常時点検し、清掃や修繕を行います。

3つ目は、下水道への接続に伴う受付業務です。公衆衛生向上のため、届け出書類の審査、工事完成時の検査を実施するものです。

次は、主要事業である下水道管路施設長寿命化の実施についてです。高崎市の公共下水道は、昭和2年に事業認可を受けて管渠整備事業に着手した結果、現在までに1,500kmを超える管渠の整備が完了し、布設後50年以上を経過したコンクリート管が高崎駅周辺に約55km存在しております。この老朽管対策として、ストックマネジメント計画に則り、浸入水や道路陥没事故等を未然に防止するために、管路施設の長寿命化対策を実施しております。

令和2年度においても計画に基づき長寿命化対策を継続し、機能確保と事故防止に向けた適正な維持管理に努めてまいります。

以上簡単ではございますが、維持管理課の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○施設課長

施設課の大山と申します。よろしくお願いいたします。

施設課における令和2年度の主な施策・事業につきまして、説明いたします。

まず、汚水処理施設の維持管理業務でございますが、本市の下水道は、県が玉村町で管理しております県央水質浄化センターと、高崎市が管理しております阿久津水処理センター、城南水処理センター及び榛名湖水質管理センターの4箇所で汚水処理を行っております。このうち、施設課では阿久津水処理センター、城南水処理センター及び榛名湖水質管理センターの3箇所と、市内101箇所にあるポンプ場及び城南雨水滞水池を適切に運転・保守管理することで、下水を浄化し、公共用水域の水質保全を図っております。

次に、水質検査業務でございますが、水質汚濁防止法及び下水道法等に基づきまして、阿久津水処理センター、城南水処理センター及び榛名湖水質管理センターの水質検査を行なうものでございます。水質汚濁防止法及び下水道法等の規制項目や処理施設の維持管理に必要な項目について、検査を実施するとともに、放射性物質についても、脱水汚泥の検査を実施するものでございます。

最後に、汚水処理施設の建設改良事業でございますが、多額の費用が必要となることから、国の補助を受けながら計画的に新設・改良・更新事業を進めているもので、令和2年度の主な建設改良事業として、ポンプ場建設事業については、処理施設ストックマネジメント計画に基づき、施設の改築・更新を行っており、下和田ポンプ場が老朽化しているため、改築工事に着手する予定でございます。

また、阿久津水処理センターについても処理施設ストックマネジメント計画に基づき、A系汚泥処理施設の老朽化した負荷設備、制御設備、計装設備等の電気設備の更新工事を行う予定でございます。

以上、令和2年度の施設課の主な事業について、説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○会長

ありがとうございました。

報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入ります。ここまでの説明について、ご意見ご質問等がございましたら、お願いたします。

○萩原委員

萩原と申します。資料の3ページについてですが、水道事業を運営するうえで、料金徴収は大変重要だと思います。料金徴収のなかで停水執行を実施するというところでございますが、この停水執行は年間どの程度されているのか。また、停水執行をした場合の納入方法について教えていただきたいのですが。

○料金課長

停水執行につきましては、概ね対象となる世帯が毎月300件程度ございますが、現実的に執行までいく世帯につきましては、50件程度となっております。

ただし、停水執行の際は、それぞれの家庭の事情をよく聞かせていただきまして、特に小さいお子様がいる世帯、高齢者の世帯につきましては、それぞれの事情に応じて対応しているところでございます。

年間の件数についてですが、実際に停止となる件数は、概ね700件前後ということでございます。

よろしくお願いたします。

○萩原委員

納入方法については、いかがですか。

○料金課長

停水執行後の納入方法でございますが、それぞれのご家庭の事情に合わせて、分納など一時金をまず入れていただき、停水の執行をしないということを第一に考えております。

○萩原委員

運営上、料金の徴収は重要なことだと思いますが、心ある運営をしていただければと思います。それぞれの事情に合わせて納入方法を促していただければと思います。以上でございます。

○会長

同じく3ページでお伺いしてもよろしいですか。

収納率の状況の現年分と過年度分で、それぞれ30年度と29年度の記載がありますが、これはどのようなことでしょうか。

○料金課長

まず、現年度分というのは、30年度分の4月分から3月分までの料金となります。過年度分というのは、その前の年度の納付がなされていない部分の合計でございます。

30年度分は30年4月から31年3月までの金額で、過年度分というのは、それ以前の全ての滞納分ということでございます。

○会長

最初のご説明で、現年度分が98.74%、29年度分が98.64%で収納率が上がったという説明がありました。ただ、過年度分でもまた30年度と29年度と記載があるのはどういうことでしょうか。

○料金課長

現年度分というのは、30年4月から31年3月までの現年度分の料金に対しての収納率でございます。過年度分というのは、29年度以前の未納額に対して、その時点の収納率を示している数字ということでございます。

○会長

わかりました。そうすると過年度分というのは今までの累計という意味ですね。

○料金課長

そのとおりでございます。

○会長

もう1つ私からで申し訳ありませんが、1ページに収益的収支と資本的収支と記載がございますが、この違いというのは何かということと、内部留保という記載がございますが、内部留保というのは減価償却とかのことだと思っておりますが、そのへんの説明をしていただいた方がよろしいかと思っております。

○経営企画課係長

経営企画課の湯浅と申します。1点目の収益的収支と資本的収支の違いでございますが、公営企業会計の特徴といたしまして、この2つに収入支出を区分することになっております。収益的収支というのはいわゆる損益計算に入ってくるものでございまして、単年度の損益となります。主なものとして、収入では水道料金や下水道使用料、支出では維持管理費や減価償却費などが該当いたします。

これに対して資本的収支というのは、必ずしも単年度の費用とならない、長期間に渡って費用を構成するものという定義がございます。具体的には建設的な工事などは1年で効果を発生するものではなく、長期に渡って効果が発生いたしますので、こういった建設費などに関する収入支出でございます。主な収入では企業債や補助費、支出では建設改良費、いわゆる工事費などが該当いたします。

続きまして、2点目の内部留保資金のご質問ですが、減価償却費など現金支出が発生しないものが収益的支出にはございますので、こちらが内部留保資金ということになっております。

○会長

そうしますと減価償却費が25億ということで、内部留保資金で補填した額が26億3千万ということですので、若干、内部留保資金いわゆる単年度の減価償却費が下回っているということになりますが、これは過年度分の減価償却費の留保分を充てているという理解でよろしいですか。

○経営企画課係長

そのとおりでございます。

○会長

ありがとうございました。

他にご質問等はございませんか。

ないようでしたら、報告(2)の「上下水道給排水受付窓口の設置について」、事務局より説明をお願いいたします。

○料金課長

それでは、報告(2)「上下水道局給排水受付窓口の設置について」、説明させていただきます。

窓口サービスの向上や事務の効率化を目的として、本庁18階の水道局料金課給水担当と本庁19階の下水道局維持管理課排水設備担当の窓口を統合し、「給排水受付窓口」を設置します。

開設場所は本庁18階の現在の料金課給水担当窓口で、令和2年3月2日（月）からとなります。

統合する事務内容でございますが、上下水道の管網調査や事前相談、給水装置工事と排水設備工事の受付や検査予約などがございます。

現在は、窓口での掲示、関係事業者への通知、ホームページ、広報たかさきに掲載し周知活動を行っております。

この給排水受付窓口を設置することの具体的なメリットでございますが、利用者にとっては事前調査、施工相談、工事申請書の提出や検査予約などがワンストップとなり、利便性が向上します。

また、上下水道工事の審査を同時進行することで事務効率が上がり、受付から審査、許可、検査までの期間が短縮されるなどの行政サービスの向上を見込んでおります。

以上、報告2「上下水道局給排水受付窓口の設置について」の説明とさせていただきます。

○会長

ありがとうございました。

報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入ります。ここまでの説明について、ご意見ご質問等がございましたら、お願いいたします。

○会長

ワンストップサービスということで、市民の利便性を図ることを軸においたということによろしいわけですね。

○料金課長

そのとおりでございます。

○会長

ありがとうございました。

続きまして、報告（3）の「その他」について、事務局より説明をお願いいたします。

○経営企画課課長補佐

報告（3）「その他」でございますが、本会議を開催するにあたり、事前に委員の皆様からお受けしたご質問につきまして、回答をさせていただきます。

今回は、小林委員から2点のご質問をいただいております。

1 点目が「地震、風水害による長期停電が発生した場合、水道施設の安全対策はどのようなものがあるか」、2 点目が「断水時の給水体制はどのようなになっているか」というご質問でございます。

1 点目に対する回答を浄水課長、続けて 2 点目に対する回答を工務課長より説明させていただきます。

○浄水課長

小林委員からの 1 点目のご質問にお答えいたします。

「地震、風水害による長期停電が発生した場合、水道施設の安全対策はどのようなものがあるか」ということですが、主要浄水場等においては自家発電設備を設置しており、停電時に給水できる体制を整えております。

未設置の浄水場等についても今後設置していく予定でございます。令和 2 年度につきましては、報告 1 の資料 5 ページに記載させていただいておりますが、乗附配水池及び宮谷戸浄水場に設置する予定でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○工務課長

続きまして、「断水時の給水体制はどのようなになっているか」という 2 点目のご質問にお答えいたします。

水道管の破損による漏水などの修繕工事をする場合など、一時的に断水する場合がございます。こういった一時的な断水に対する体制としまして、現在、給水車を 3 台配備しております。この給水車で工事による断水時の応急給水に対応することとなっています。

また、災害時など断水が広範囲や長期にわたる場合は、市内 11 箇所に設置されている耐震性貯水槽に飲料水が確保されておりますので、これを汲み上げて給水活動をいたします。このほか、日本水道協会との災害時相互応援要綱に基づき、応援を要請することで、県内外の水道事業者より給水活動の協力を受けることも可能でございます。

また、民間事業者と災害時の給水協定を締結しており、大型タンク車等により病院・学校・避難所・耐震性貯水槽など大量の水を必要とする施設への補給給水も可能となっています。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

小林委員は本日欠席ですので、今の回答についてほかの委員の皆様で何かご質問はございませんか。

○会長

ないようですので、次第の4「その他」について、事務局より何かございますか。

○経営企画課課長補佐

事務局より、事務連絡を申し上げます。来年度の審議会の開催についてですが、水道ビジョン、経営戦略などを審議していただく予定がございます。具体的な日程及び内容につきましては、大西会長と調整のうえ、決めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

ただ今の説明に対して、ご意見ご質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

○会長

年に2回くらいの開催になりますか。

○経営企画課課長補佐

はい。基本的には2回程度を予定しておりますが、令和2年度は水道ビジョン、経営戦略などを審議していただきますので、その内容次第ではもう少し回数が増える可能性もございます。審議していただく状況によって変わる可能性がございますのでご了承いただければと思います。

○会長

ありがとうございました。

そういう状況でございますので、日程が決まりましたら皆様にご連絡申し上げるということで、ご了承いただきたいと思っております。

○会長

それでは、ほかに意見がないようであれば、これで本日予定の議事はすべて終了しましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

円滑な議事運営へのご協力、大変ありがとうございました。

高崎市水道事業及び公共下水道事業運営審議会会議録について、前記のとおり相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年 月 日

会 長

委 員

委 員